算定基準 再利用対象物の保管場所 最低必要面積 別表

近べ面積 用途	10,000 ㎡未満	10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	50,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満	100,000 ㎡以上
事務所				
飲食店	1 m²(N) F	(処床面積 - 10,000 ㎡) 4 ㎡ + ×3 ㎡	(迎床面積 - 50,000 ㎡) 16 ㎡+	26 m ² N F
学校	4 ₩ ₩	10,000 m² ½ F	10,000 m² 1 <u>3</u> F	1
病院・診療所		1		
店舗	- 1×12 ×		(延床面積 - 10,000 ㎡)	402hi
ホテル	4 m 以上	4 m +	×4m 10,000 m² ×4 m	40 m 以上
		(延床面積 - 10,000 ㎡) っぷ -	(延床面積 - 50,000 m²) 11 ㎡	
文化・娯楽施設等	3 ㎡以上	10,000 m²	10,000 m²	16 ㎡以上
		以上	以上	

上記用途に該当しない事業用大規模建築物については事前に協議すること。

対象延床面積は共用部分を除くこと。

主たる用途に付随する事務所等は主たる用途と見なす。

注注注注注

対象延床面積が 10,000 ㎡未満の複合建築物の最低必要面積は4㎡以上とすること。 対象延床面積が 10,000 ㎡以上の複合建築物の最低必要面積は各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々最低必要面積算出し、その面 積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積(以下、「合計面積」という。)以上とすること。ただし、 合計面積が4㎡未満となった場合の必要最低面積は4㎡以上とする。

算出にあたっては小数点第2位を四捨五入すること。 9 洪